

提供国措置の要否等に係る
課題整理について

I . 国内遺伝資源の取得・利用を取り巻く現状

1. 現行の国内法令等による遺伝資源の取り扱い

- ABS指針第4章でも明示する通り、我が国では現在、生物多様性条約及び名古屋議定書に基づくPIC制度は講じておらず、国内遺伝資源の取得に際しABSの観点からの許認可手続等はない。
- ただし、採集・保有・輸出等に際し、関連する環境法規制や輸出入管理等の現行関係法令による行為規制や必要な手続に服す必要があるケースは存在する（ABSの観点からの規律ではない）。
- その他、ABS指針では下記の措置が講じられている。
 - 【奨励措置】 国内遺伝資源の提供者・利用者に対し、「利益配分を定める場合における公正・衡平配分契約締結」「当該契約条件に報告義務等の情報共有の規定を含めること」「利益の生物多様性保全・持続可能な利用への充当」を奨励
 - 【国内取得書】 主務大臣が適当と認める独立行政法人その他の機関による国内取得書の発給

【環境省所管の現行関連法令による動植物等の主な採捕規制例】

- 自然環境保全法にもとづく指定地域・地区の動植物の採捕
- 自然公園法にもとづく指定地域・地区の動植物の採捕
- 鳥獣保護管理法にもとづく野生鳥獣の捕獲
- 種の保存法にもとづく国内希少野生動植物種の採捕
- 種の保存法にもとづく国内希少野生動植物種の譲渡、輸出
- 外来生物法にもとづく特定外来生物等の飼育、栽培、保管、運搬、放出
- その他、上記法令に基づき動植物採捕以外の規制行為もある（例えば微生物の分離源として土石の採取を行う場合など）

【その他、現行関連法令の例】

- 採捕規制等：文化財保護法、森林法、河川法、漁業法、など
- 貿易規制等：カルタヘナ法、外為法、植物防疫法、など

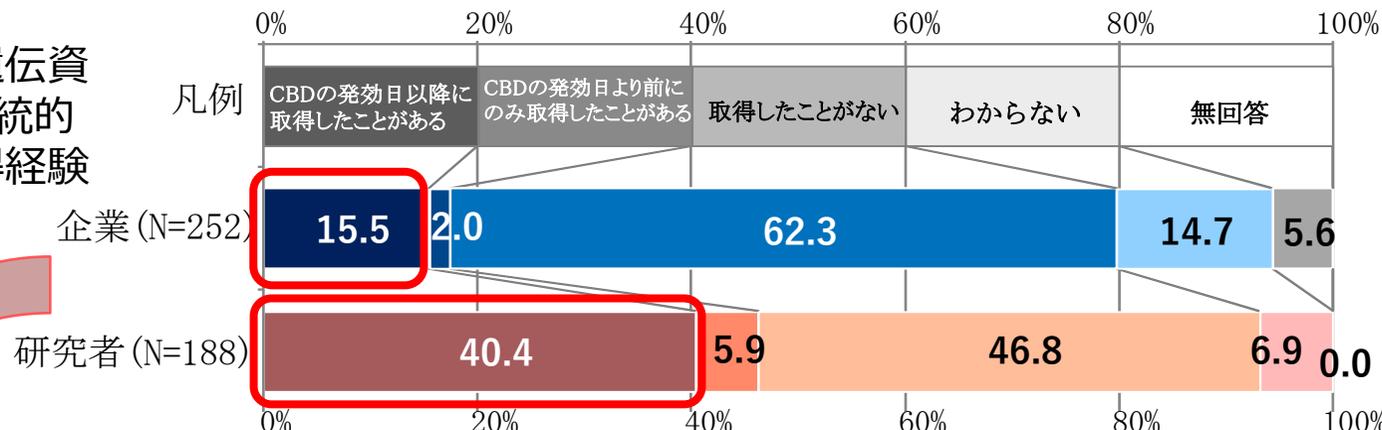
※その他、地方公共団体の条例もある。

※その他、開発行為が必要な採集等では様々な開発関連行為規制もある。

2. 国内企業/研究者による国内遺伝資源の取得状況/意向

- 「環境経済の政策研究」（研究代表者：大沼あゆみ慶應義塾大学教授／研究担当者：藺・田中・上原・柘植）で実施した2019年の企業アンケート及び研究者アンケート（調査概要は下記右欄参照）では、生物多様性条約発効日（1993.12.29.）以降に遺伝資源・関連伝統的知識を取得したことがある企業は回答企業の15.5%（39社）、回答研究者の40.4%（76名）。その大半が国内遺伝資源の取得経験がある。
- 今後、遺伝資源（全般）の取得を継続したい企業は21.0%（53社）（拡大意向4.8%）、研究者は82.4%（155名）（拡大意向34.0%）である。

国内外の遺伝資源・関連伝統的知識の取得経験



国内遺伝資源の取得経験（生物多様性条約発効以降）



平成31年度環境経済の政策研究（「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」(ABS指針)の見直しに向けた、提供国措置の便益・コスト等の評価に関する研究）」(研究代表者：大沼あゆみ慶應義塾大学教授／研究担当者：藺・田中・上原・柘植)

※以下「環境経済の政策研究2019年アンケート」等と略す。

■企業アンケート概要（調査方法）郵送調査

（調査対象）・遺伝資源取得・利用に関連する業界等の主要企業2,246社（有効回収数）252社（回収率11.2%）（調査時期）2019年10月28日～11月20日

■研究者アンケート概要

（調査方法）インターネットアンケート（回答者募集(オープン)式）

（調査対象）・生物科学、農学(育種・園芸等を中心)、バイオテクノロジー関連の研究者・技術者等

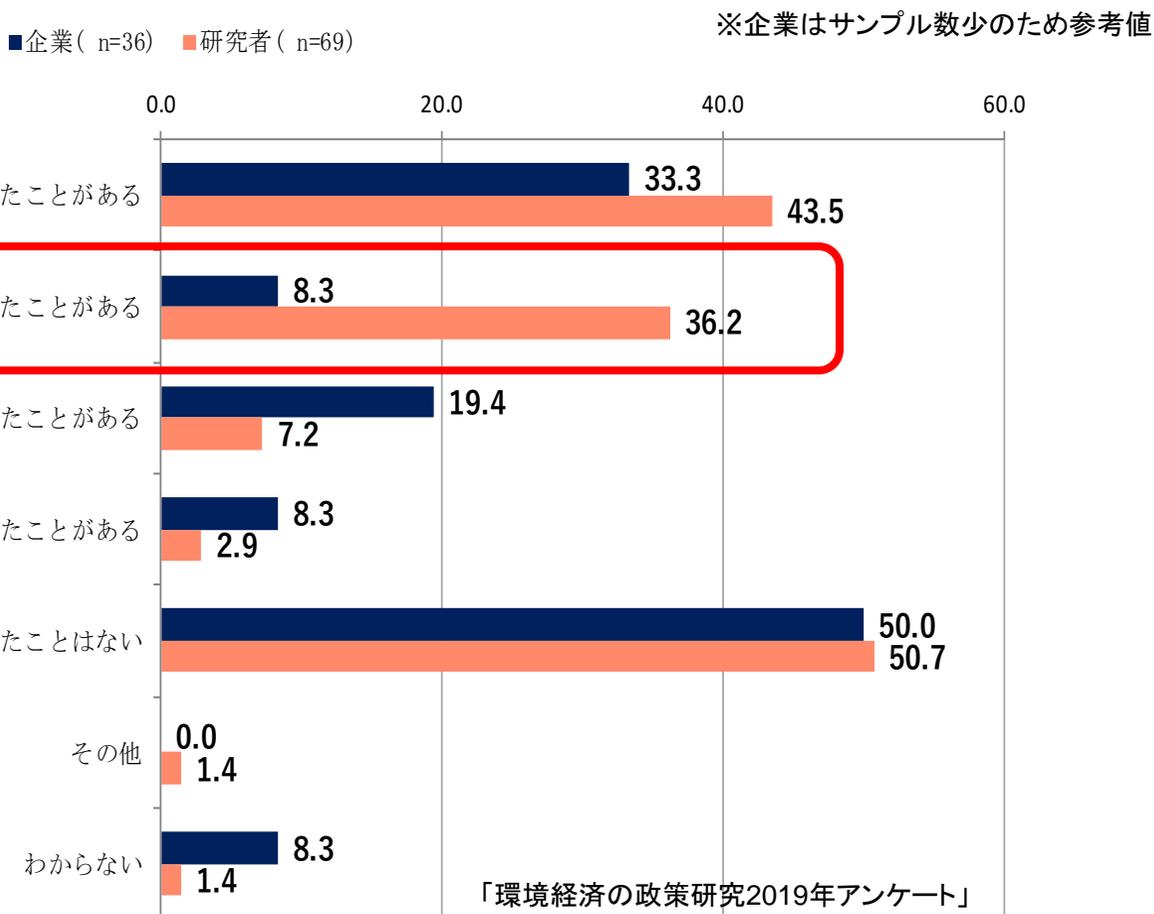
（有効回収数）188名（調査時期）2019年10月28日～12月9日

3. 国内研究者等を介した国内遺伝資源の提供状況

①国内遺伝資源の海外提供経験

- 国内遺伝資源を海外に提供した経験のある研究者は、36.2%である（CBD発効以降、国内外の遺伝資源・関連伝統的知識の取得経験のある研究者ベース）。

国内遺伝資源・研究成果 の国内外提供経験



「環境経済の政策研究2019年アンケート」
(研究代表:大沼、研究担当: 藪・田中・上原・柘植)

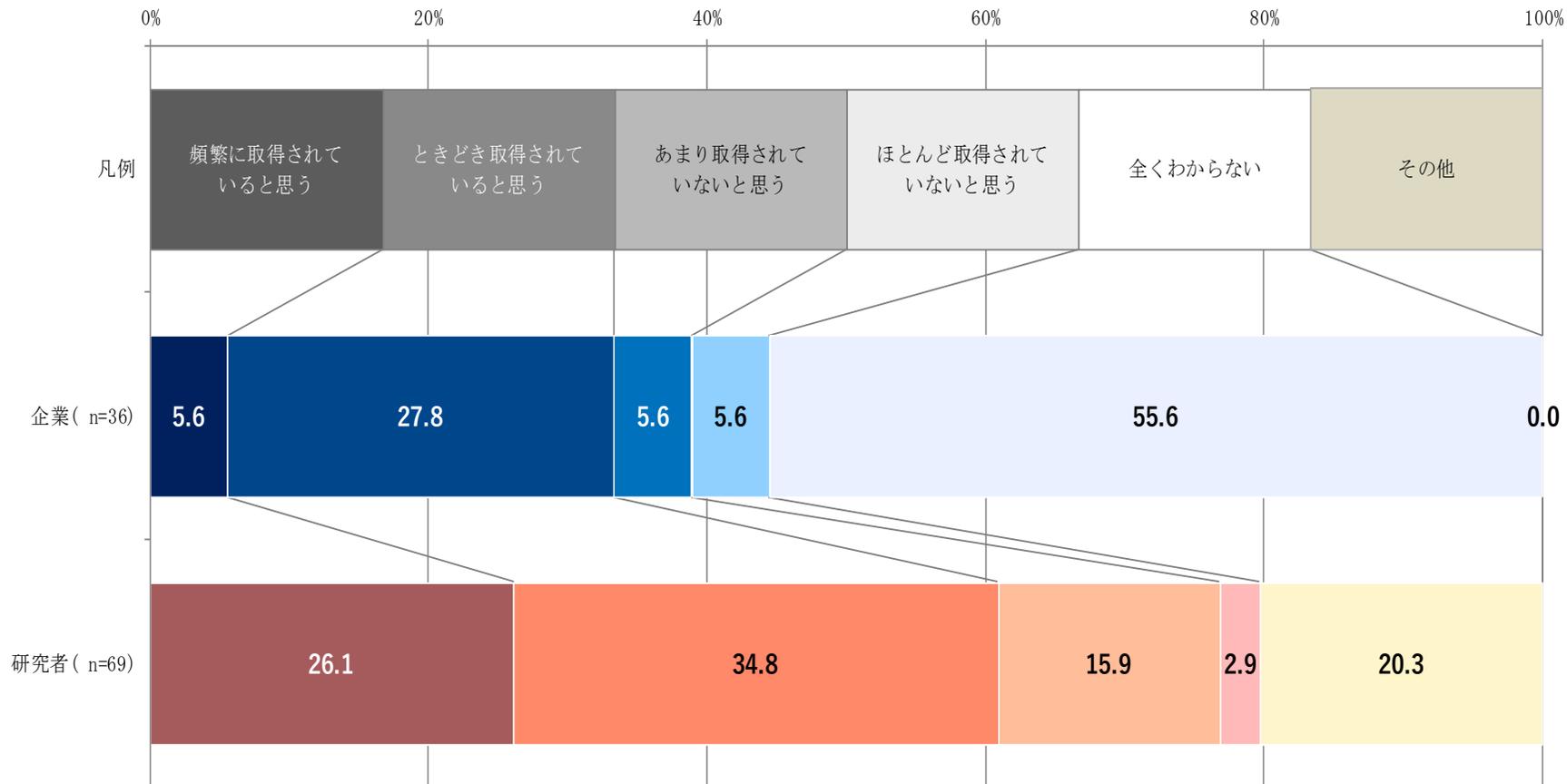
3. 国内研究者等を介した国内遺伝資源の提供状況

②海外からの国内遺伝資源の取得状況の認識

●海外から「頻繁に取得されていると思う」は26.1%、「ときどき取得されていると思う」は34.8%
(CBD発効以降、国内外の遺伝資源・関連伝統的知識の取得経験のある研究者ベース)。

海外からの国内遺伝資源の取得状況の認識

※企業はサンプル数少のため参考値



前出「環境経済の政策研究2019年アンケート」

(研究代表:大沼、研究担当:藺・田中・上原・柘植)

4. 野外環境下における国内遺伝資源の取得状況

③環境省が所管する動植物等の採捕規制等における状況

- 環境省が所管する現行法にもとづく採捕規制等の範囲で、海外の遺伝資源利用者による国内遺伝資源の取得状況や周辺情報を収集することを目的として、地方環境事務所（地方環境事務所を通じ各管内の自然環境事務所、自然保護官事務所等を含む）を対象にアンケートを実施した（調査時期：令和2(2020)年11月～12月）。
- 地方環境事務所アンケートの結果、環境省が所管する動植物等の採捕規制等の範囲で、「遺伝資源の利用」を目的とする申請は、少なくとも各年度概ね100件前後が受理され、許可されている一方で、**外国人・外国法人が関与するものは平成29年度以降（令和2年10月末まで）の合計申請件数の3.6%**と限定的である。
- また、**外国人・外国法人による申請件数はこの間に0件で、全て外国人・外国法人が採捕・使用に関与するもの**であり、基本的には日本国民や日本法人と連携して行っている活動であることが示唆される。
- 外国人・外国法人が関わる「遺伝資源の利用」に関連する採捕等の申請受理事例として挙げられた内容をみると**DNA解析を伴う分類学研究**といった学術研究目的のものが多いと推測される（法により学術目的に限定されるものもある）。
- また、現段階ではいずれの地方環境事務所でも、**海外からの国内遺伝資源へのアクセスや利用などABSに関し固有に発生している問題点や課題の指摘は生じていない。**

Ⅱ．先進諸国における提供国措置の導入状況

※末尾の「(参考)先進国・主要国の提供国措置の例」も参照。

先進諸国における提供国措置の導入・検討状況等

国	CBD	NP	提供国措置			制定	提供国措置の導入・検討状況、措置の特徴等	IRCC 発給
			GR	TK	エリア			
フランス	○	○	○	○	(限定なし)	2016	<ul style="list-style-type: none"> ● 非商業目的等の遺伝資源取得の届出制、商業目的及び関連伝統的知識利用目的の許可制が導入。関連伝統的知識の取得時の住民社会のPIC・利益配分契約手続も規定。 ● 飼育種・栽培種と近縁野生種は規制対象外。 ● 許可制での金銭的利益配分率上限は対象遺伝資源の製品から得られる年間収入(売上高)の5%以内。 ● 既に取得したコレクションからの取得も商業目的の「新たな利用」が規制対象となる。 	498
スペイン	○	○	○		(限定なし)	2015	<ul style="list-style-type: none"> ● 野生分類群由来の生息域内及び域外の遺伝資源の取得の許可制が導入。非商業目的の場合は簡素化された手続となる。 ● 分類学目的は規制対象外。 ● 国家中央当局管轄(海洋,国有地,国の保存機関等)以外は地方自治体が当局。 	109
ベルギー	○	○	○	○	● ワロン地方	2020	<ul style="list-style-type: none"> ● ワロン地域行政政府による提供国措置が導入。遺伝資源及び関連伝統的知識の取得に際しての利益配分要件が課される。 	0
フィンランド	○	○		○	● サーミ議会が管理するサーミの関連伝統的知識	2016	<ul style="list-style-type: none"> ● サーミ議会が管理するサーミの関連伝統的知識の取得のみを対象とする提供国措置を導入。当局への申請と当局が承認するサーミ議会とのMAT設定が課される。 	0
スイス	○	○	△		(限定なし)	2015	<ul style="list-style-type: none"> ● PIC制度は導入していないが、利用者に取得等に関する情報の記録・保存・後続利用者への伝達を義務付け、製品商業化前の連邦環境局への情報届出義務(非商業目的は任意)を課す。 	-
ノルウェー	○	○	検討	△	-	2009	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然多様性法及び海洋資源法で自然環境由来の遺伝素材の国家的管理や取得の許可制の授権規定がある。両法に基づくバイオプロスペクティング行政規則(案)が作成されたが未制定。 ● 行政規則で遺伝素材関連の伝統的知識の取得時の先住民・地域社会の同意や当該知識の尊重のみ課している。 	-

先進諸国における提供国措置の導入・検討状況等

国	CBD	NP	提供国措置			制定	提供国措置の導入・検討状況、措置の特徴等	IRCC 発給
			GR	TK	エリア			
韓国	○	○	○	○	(限定なし)	2017	<ul style="list-style-type: none"> 外国人・在外国民等を対象に遺伝資源及び関連伝統的知識取得の届出制を導入。国民の届出は任意(国内取得を示す必要がある場合など)。 提供者と利用者間の公正・衡平な利益配分合意義務が規定。 関連法令による承認・許可があれば本届出とみなされる。 	35
オーストラリア	○		○	○	※立法措置は下記 <ul style="list-style-type: none"> 連邦管轄地 クインズランド州 北部準州 	2002 (連邦政策)	<ul style="list-style-type: none"> 先進国で最も早く提供国措置の検討・導入が進められ、議定書採択以前から措置が講じられている。 生物資源は州に権限があり、2002年国家統一アプローチ(環境保全と利益配分促進双方を重視する連邦政策)の下、各州が定める。立法措置は連邦管轄地、クインズランド州、北部準州のみ。 連邦管轄地及び両州に共通するのは、<u>研究開発目的の生物資源が存する土地所有者(アクセス提供者:先住民の場合を含む)との利益配分契約の締結(先住民の場合そのPIC)を義務付け、許可発給要件とするのが特徴。</u> 連邦管轄地では商業目的と非商業目的で手続きが区分され、前者の場合の利益配分契約の任意のひな型も提供される。 クインズランド州では対象を固有生物素材(州の固有種)に限定。また、先住民の伝統的知識の利用に関する法改正プロセスが進捗し2021年に伝統的知識行動規範の運用開始。 北部準州は制定当時から<u>原産地証明書発給制度(事後の遡及的</u>利益配分契約による発給も可能)がある。 	—
カナダ	○		検討	検討	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 議定書採択以前から遺伝資源や伝統的知識に関する提供国措置を検討しているとされるが先住民との調整等から未制定。 現在も検討中とされるが詳細は不明。 	—
米国			△		<ul style="list-style-type: none"> 国立公園 	1998	<ul style="list-style-type: none"> 米合衆国内務省国立公園局の権限により研究許可制と商業的価値のある研究成果について利益配分契約交渉を行う制度を運用。 運用事例をもとに2013年に利益配分政策(局長命令)を策定、2014年に手続ガイダンス(ハンドブック)を作成。 	—

Ⅲ. 提供国措置の要否等に係る論点と課題

1. 名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会でまとめられた 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無についての整理

【概要】

- 以下のような状況から国内PIC制度は措置すべきではないが、遺伝資源を巡る情勢の変化等から将来的に必要な場合に備えて検討は継続する。
 - 学術研究利用の観点からは、国内PIC 制度を導入すれば、国内のコレクションに日本の遺伝資源を寄託等する際の手続きもPIC や権利関係の確認のためにより煩雑になることが予想され、迅速な研究開発の障害となることが懸念される。
 - 科学と技術革新を立国の基礎とする日本としては、学術研究利用と同様に産業利用の観点からも、国内や海外との遺伝資源等のやりとりの障害となり得る国内PIC 制度の導入は、死活的に深刻な問題となる可能性がある。
 - 遺伝資源に関連する伝統的知識については、条約や議定書では先住民等社会が有するものを指しており、漢方薬に関する知識はこうしたものに該当しない。また、国内にこうした知識があるとしても公知の状態であることが考えられるが、日本の現行法では、新規性のないものは誰もが自由に利用でき、公知の状態にあるものを特定の者が独占する権利はないことも踏まえるべきである。このような観点から、保護すべき固有の知識は仮にあったとしても少ないものと考えられる。

1. 名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会でまとめられた 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無についての整理

①国内PIC 制度を措置することの是非に関して検討すべき事項

- 排他的経済水域も含めて日本の生物資源は決して乏しくないという前提に立った上での、国内PIC 制度を措置する場合又は措置しない場合の公益の比較や、遺伝資源等が存在する地域やその利用の関わり方への影響の調査。また、影響を測るに適する時間単位の設定についても考慮すること。
- 生物多様性の観点からの課題として、条約の目的の達成のために必要な生物多様性に係る研究の推進のためには、多少なりとも新たな手続きが必要となるのであれば国内PIC制度が措置されない方が望ましい一方で、日本の固有で豊かな生物資源は十分に把握されておらず勝手に国外に持ち出されることを防ぐためには国内PIC 制度により権利保護を図る必要性が考えられるところ、両者のバランスの取り方。
- 日本の国内生物資源の管理及び利用状況について他国がどのように考えるかという視点。
- 日本が例えば緩やかな国内PIC 制度を措置することで、他国に範を示すという考え方の妥当性。
ただし、同様の考え方を以て条約に基づく国内PIC 制度を措置した他国の事例では結果として緩やかとはいえない制度となっていることを踏まえる必要がある。

1. 名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会でまとめられた 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無についての整理

参考：国内PIC 制度を措置することとした場合に検討すべき事項

- 遺伝資源の持続可能な利用による利益配分を通じて途上国の保護地域制度の発展に役立てようとの発想がABS制度の出発点であったことを踏まえて、現行の自然保護制度の改正等により国内PIC 制度を措置することの実行可能性。その場合には、現行の自然保護制度の対象となっていない菌類や原生生物等も対象に加えること。また、配分された利益を日本の生物多様性保全に充てること。
- 種苗法第21 条やUPOV 条約第15 条に基づき、育成者権が及ばない行為として、他の品種を利用した新品種の育成が行われていることと調和を図る観点からも、市販品種については国内PIC 制度の対象から除外すること。
- 国内PIC 制度の対象とする遺伝資源の範囲を明確に設定すること。その際には、日本に自生する植物の新規の突然変異体や、自生植物とその他の系統との交雑後代、日本において育成される日本には自生しない植物とその他の系統との交雑後代等の扱いについての整理が必要になることに留意すること。また、こうした整理を含めて、利用者に対して対象となる遺伝資源の範囲をわかりやすく示すこと。
- 制度の導入以前の取得まで遡及しないことを原則とすること。
- 非商業的な学術研究利用を目的とする遺伝資源等の取得については、日本又は他国に由来するものであるかを問わず、国内PIC 制度の対象から除外すること。
- 日本で国内PIC 制度を措置する場合に内外差別とする合理的な理由は現時点では思い当たらず、また、他国との科学技術や産業分野における協力関係を維持する上で外国人にのみ規制を課すようなことは相互主義の観点からも避けるべきであることへの留意。特に、非商業的な学術研究利用を目的とする遺伝資源等の取得の機会の提供については、他国に対して特別の配慮を求めている状況があることから、日本の国内PIC 制度においても、日本人と外国人とを区別せず、非商業的な学術研究利用に配慮すること。なお、内外差別を取り入れた国内PIC 制度を措置する可能性について検討する場合には、外国人として扱う対象や、そうした制度によって管理されるべき遺伝資源等の範囲等が主な論点になると考えられる。
- 行政的な管理コストを含めた日本に合った実施体制や手法。
- 利益配分に関して、環境基本法の下での受益者負担又は原因者負担のどちらの考え方とするかの選択。
- 民有地の地権者が持つ財産権との調整。
- 遺伝資源に関連する伝統的知識については、定義や伝統的知識の権利の所有者の考え方の整理。

1. 名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会でまとめられた 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無についての整理

②国内PIC 制度以外の選択肢として検討すべき事項

- 日本国内で取得された遺伝資源であるという証明書を発行するだけの、国内PIC 制度とは別の簡易な制度の可能性。

③その他の検討すべき事項

- 日本の遺伝資源の管理の一環として、コレクションにおいて保存する微生物の名称や採取場所等の情報の整備の促進。

2. 提供国措置の要否について

検討課題① 国内遺伝資源の取得・利用に伴い解決すべき問題が生じているか

【論点1】

● 国内遺伝資源の海外への提供（海外からの国内遺伝資源の取得）に伴って解決すべき問題が生じているか。

- 研究者による国内遺伝資源の海外への提供は一定程度行われ（遺伝資源等の取得経験のある研究者の約3~4割）、約6割から海外からの取得が行われていると認識されている。（前出「環境経済の政策研究2019年アンケート」）
- 環境省所管の現行法令による採捕規制の範囲では、近年、外国人・外国法人が関与する申請は非常に少なく、国内研究者が介在する学術研究目的など取得・利用活動が限定的であることが示唆される。また、ABSに関し固有に発生している問題点や課題の指摘は生じていない。（前出「地方環境事務所アンケート（2020年）」）
- 近年注目を浴びた日本で開発された品種の国外流出に関する課題については、改正種苗法（R2年12月）や和牛遺伝資源関連2法（いずれもR2年4月）等の関係法令の整備が行われている。
- 有識者からは下記の意見も提示されている。
 - 個人の所有物である遺伝資源を外国人に販売する際に、国が規制する必要があるかどうかという問題である。広く遺伝資源一般について、個人間取引を規制する必要があるかどうか。その必要性があるというほどの弊害が明らかになってから議論してもよいのではないか。例えば、現地に外国人が来て遺伝資源が持ち出されているというような事態が起きていれば検討する必要があるが、少なくとも国立公園等であれば現行法の許認可で動植物の採捕規制もなされている。（有識者/ヒアリング）
 - 国立公園でも日本の土地が海外の不動産業者どうして自由に転売されている状況になってきている。（中略）生物多様性保全や遺伝資源のポテンシャルがある土地も外国人に自由を買われ、売買されているのを放置してよいのか疑問がある。（中略）提供国措置の導入は内外無差別によって、企業や研究者にとって研究開発の足かせになるという考えが強いと思うが、外国人に遺伝資源を自由に使われ、土地も買われてしまうという状況については、もう少し対応を検討すべきである。（有識者/ヒアリング）

2. 提供国措置の要否について

検討課題① 国内遺伝資源の取得・利用に伴い解決すべき問題が生じているか

【論点2】

- 国内における国内遺伝資源の取得に伴って解決すべき問題が生じているか。
- 近年の諸調査（有識者、研究者等へのヒアリング、企業・研究者等へのアンケート等）では、ABSに関し固有に発生している問題点や課題の指摘は生じていない。
- ABS指針に基づく奨励措置に関し、国内遺伝資源の取得時に利益配分契約を締結するケースは少ない。

2. 提供国措置の要否について

検討課題② 国内の遺伝資源に関連する伝統的知識について、本検討において解決すべき事項が生じているか

【論点1】

- 国内の遺伝資源に関連する伝統的知識について、本検討において解決すべき事項が生じているか。
- 有識者からの以下の意見も踏まえ、アイヌ固有の遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識について、そのもの及びこれに関連する課題について引き続きフォローアップを進める。
 - 現行のアイヌ政策の流れは、アイヌの実体的権利の保障やその際の利益を帰属させる権利主体性に課題がある中で、施策を通じ、事実上アイヌの利益となることを実現しようとするアプローチ。アイヌ施策推進法第一条において、アイヌを先住民族と位置付けたことは重要な社会情勢の変化。（有識者/ヒアリング）
 - アイヌの遺伝資源や、遺伝資源に関連する伝統的知識については、アイヌにとって被害や好ましくないことがABSに関連して発生しているかどうかを確認する必要がある。（有識者/ヒアリング）
 - 「遺伝資源に関連する伝統的知識」は、遺伝資源の移転に関連するものと解されるので、アイヌのTKといっても遺伝資源と一緒に取得されるものという非常に狭い範囲。本来、アイヌ政策全体の中で、アイヌの様々な権利保障を取り扱い、その中の1つの伝統的知識の権利保障のうち、さらに遺伝資源に関連性のあるもの、さらに遺伝資源の移転に関連するものがABS指針の見直しで俎上に上げるかどうかという関係にある。ABS指針の見直しの中で、アイヌのTK保護全体を扱うことは難しいのではないかと。ABS指針の見直しで何ができるのかということを確認すべき。（有識者/ヒアリング）
 - アイヌの方にヒアリングをしても、GR-TKはあるが、既に研究者が文献にして公表し知られているので利益配分につながるものはないと聞く。途上国の先住民のようにシャーマンしか知らないというものではないことになるので、PICやMATの手續や利益配分を考えることが難しい。アイヌの方がみんな知っているGR-TKを特定のアイヌの方から聞き取って、その人に利益配分するとその人がそのTKについて正当な権利を有しているか（代表する権限があるのか）が問題になる可能性がある。こうした問題を回避するために、海外では特定の人に利益配分するのではなく、先住民を代表する協会等の団体を作って利益配分先に行っているところがある。（有識者/ヒアリング）
 - 名古屋議定書の国内実施の課題として、遺伝資源に関連するアイヌの伝統的知識について、厳密なABSでなくても、その趣旨を実現するための何らかの還元を検討する必要がある。（有識者/ヒアリング）

2. 提供国措置の要否について

検討課題③ 提供国措置導入によって生物多様性保全や遺伝資源利用に影響や効果を与えるか

【論点1】

- 提供国措置導入によって生物多様性の保全や持続可能な利用に高い効果を発揮するか。
- 研究者に、利益配分によって自身の将来的な遺伝資源利用のポテンシャル維持（保全と持続可能な利用）につながるか尋ねたところ、つながらない（5割強）がつながる（3割）を上まわる。（「環境経済の政策研究2019年アンケート」-（参考）提供国措置導入に対する考え）
- 研究者からは下記の意見も提示されている。
 - 遺伝資源の囲いこみをすると、欧米はじめ海外の研究者が日本の遺伝資源を研究しようとしなくなり、日本の生物多様性の解明を遅らせてしまう。日本の国力に照らして、日本の遺伝資源を利用して返してもらう利益は大したものではない。日本の研究者にとっては、日本のサンプル（遺伝資源）を送って論文に名前を入れてもらうということもあまり必要がなく、研究者にとってのメリットも小さい。つまり囲いこみをしていないほうがプラスに働く。（研究者/ヒアリング）

2. 提供国措置の要否について

検討課題③ 提供国措置導入によって生物多様性保全や遺伝資源利用に影響や効果を与えるか

【論点2】

- 提供国措置導入によって遺伝資源利用にどのような正負の影響を与えるか。
- 研究者アンケート（「環境経済の政策研究2019年アンケート」-（参考）提供国措置導入に対する考え）では、内外無差別の議論とあいまって、提供国措置導入によって煩雑な手続等により研究開発の停滞等の負の影響が強く指摘され、提供国措置の導入は、多数意見として便益（メリット（ベネフィット））より費用（デメリット（コスト））が上まわるとの認識が示されている。
 - 提供国措置を導入せずフリーのほうが国内遺伝資源の研究開発が促進する（6割弱）
⇨提供国措置を導入し手続を明確化するほうが国内遺伝資源の研究開発が促進する（2割弱）
 - 海外からの取得に対する提供国措置の必要性だけを尋ねると、賛否それぞれ約4割と拮抗
 - 国内企業・人も対象になるなら導入しないほうがよい（6割弱）
⇨国内企業・人が対象になってもよい（3割弱）
 - 提供国措置導入で自身の研究開発活動等にとって総合的にみてメリット（ベネフィット）よりデメリット（コスト）のほうが大きい（7割弱）
⇨提供国措置導入で地震の研究開発活動等に総合的にみてデメリット（コスト）よりメリット（ベネフィット）のほうが大きい（1割強）
- 研究者からはヒアリングでも上記と同様の意見が提示されている。
 - 海外の研究者が日本のサンプルを持ち帰って、先に論文を書かれてしまうことはあるが、それは競争であって仕方のないことである。研究分野にもよると思うが、自由、オープンのままのほうがよい。提供国措置を導入してもペーパーワークが増え、研究を遅らせるだけであり、個人的には不要ではないかと思う。（研究者/ヒアリング）
 - 提供国措置をとると、マレーシアのサバ州、サラワク州の例のように、研究を敬遠されてしまうことにもなる。オープンにして、共同研究を呼び込む方がメリットになる。（研究者/ヒアリング）

2. 提供国措置の要否について

検討課題③ 提供国措置導入によって生物多様性保全や遺伝資源利用に影響や効果を与えるか

【論点3】

- 提供国措置導入による国内遺伝資源であることの国際遵守証明書の提供は必要か。ABS指針による国内取得書の発給で十分か。
- 研究者アンケート（「環境経済の政策研究2019年アンケート」-（参考）提供国措置導入に対する考え）では、研究者はあまり国内遺伝資源に関する国際遵守証明書を求めている傾向。
 - 国内取得書があれば許可証や国際遵守証明書による適法性証明は必要ない（6割強）
⇔国内取得を許可証や国際遵守証明書で適法性を証明する必要がある（2割強）
 - 国際遵守証明書は研究開発や国際連携の推進に寄与しない（7割弱）
⇔国際遵守証明書により研究開発や国際連携の推進に寄与する（1割強）
 - 国際遵守証明書が得られる程度では提供国措置の負担増は受け入れられない（約6割）
⇔国際遵守証明書が得られるなら提供国措置の負担増は受け入れられる（1割強）
- 研究者からはヒアリングでも、取得証明のメリットはあるが高い必要性は認識されていない。また、企業からもABS指針による国内取得書で足りているとの声もある。
 - 簡単に出所証明を取得できるのであればプラスにはなるが、それよりも日本は国内遺伝資源について主権的権利を主張していないということが国際的に普及すれば、それで足りると思う。どうやって日本由来のものか証明するのかという問題もある。そもそも論文では嘘は書いてはいけないもの。必ずしも証明が取得できないと困るわけではないが、簡単に取得できるならプラスではある。（研究者/ヒアリング）
 - 出所証明が必要な場面が俄かに思い浮かばない。日本と中国に同じ種がいて、中国のものを使っているが日本のものだと嘘をついて論文を書くことがありえるかどうかという問題であるが、それはそもそも捏造になる。（研究者/ヒアリング）
 - 国内由来の証明については、一部NITEが国内取得書を発給しており、我々にとって現時点で必要な措置は既に講じられていると認識している。（企業:化粧品/ヒアリング）

■ (参考) 提供国措置導入に対する考え

～メリット (ベネフィット) ・デメリット (コスト) ～

「環境経済の政策研究2019年アンケート」
 (研究代表:大沼、研究担当:藺・田中・上原・柘植)
 ●研究者アンケート

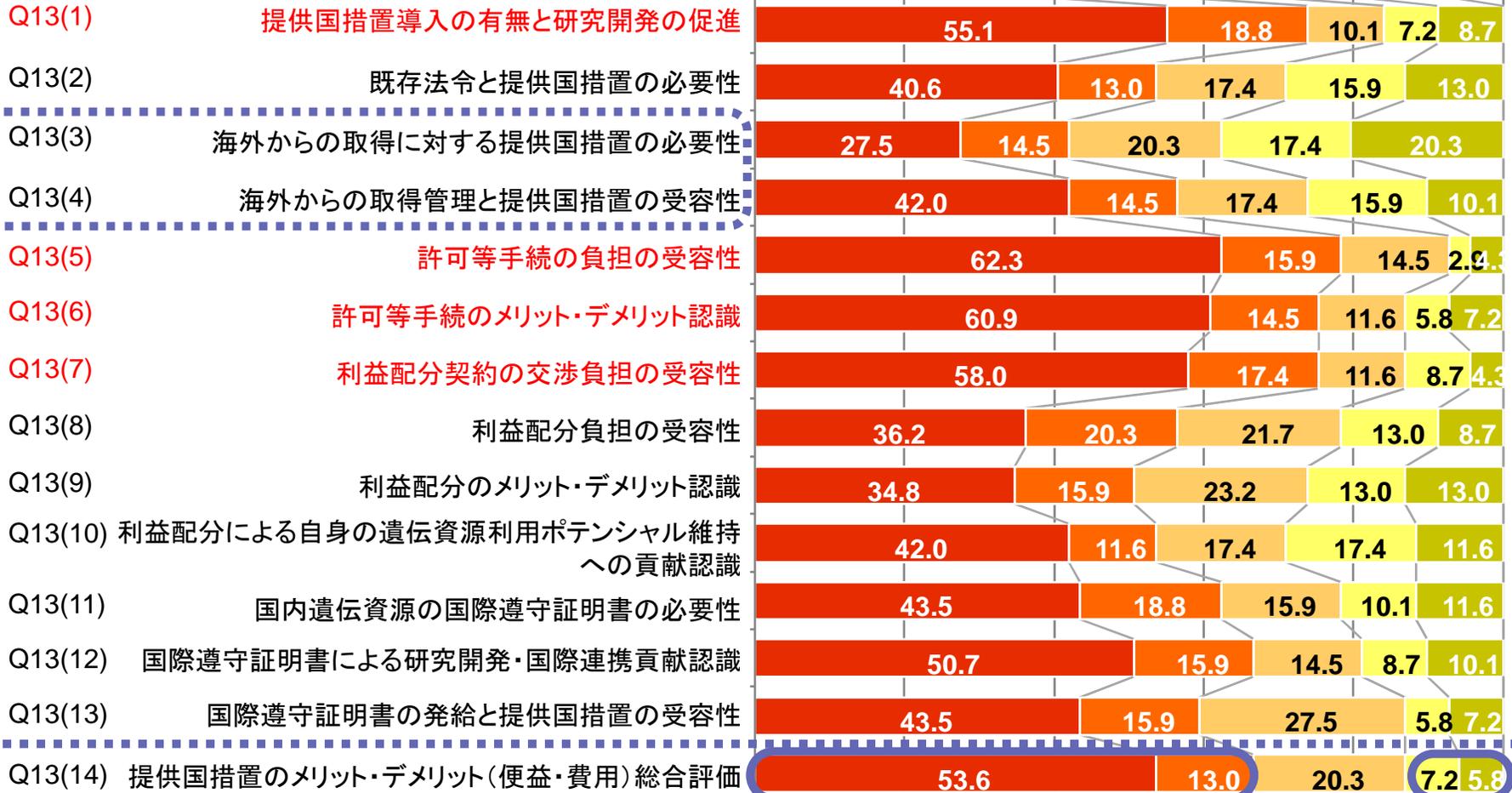
※サンプル数少のため企業の結果は割愛。企業では態度保留が多い傾向。

【A】デメリット(コスト)大 ⇔ メリット(ベネフィット)大【B】

【研究者(n=69)】

0% 20% 40% 60% 80% 100%

凡例 Aに近い ややAに近い どちらとも言えない ややBに近い Bに近い 無回答



◆67%(46名) ◆13%(9名)

■ 提供国措置導入に対する考え、メリット（ベネフィット）・デメリット（コスト）の調査項目

デメリット(コスト)が大きい
受容性低い ←→ メリット(ベネフィット)が大きい
受容性高い

	A	B
Q13(1)提供国措置導入の有無と研究開発の促進	提供国措置を導入せずフリーのほうが国内遺伝資源の研究開発が促進する	提供国措置を導入し手続を明確化するほうが国内遺伝資源の研究開発が促進する
Q13(2)既存法令と提供国措置の必要性	既存法令(環境・検疫等)で規制されているので新たに提供国措置は必要ない	既存法令(環境・検疫等)では遺伝資源をカバーしていないので新たに提供国措置が必要である
Q13(3)海外からの取得に対する提供国措置の必要性	外国企業・人による日本の遺伝資源の取得にも提供国措置は必要ない	外国企業・人による日本の遺伝資源の取得には提供国措置が必要である
Q13(4)海外からの取得管理と提供国措置の受容性	国内企業・人も適用対象となるぐらいなら、外国企業・人による日本の遺伝資源の取得を管理できなくても、提供国措置を導入しないほうがよい	外国企業・人による日本の遺伝資源の取得を管理できるなら、国内企業・人も提供国措置の適用対象になってもよい
Q13(5)許可等手続の負担の受容性	当局の許可等の手続は研究開発活動を萎縮させるほど負担が大きい	当局の許可等の手続は通常の研究開発活動に伴う事務負担の増減の範囲である
Q13(6)許可等手続のメリット・デメリット認識	当局の許可等の手続は準備の負担や所要期間などデメリットが大きい	当局の許可等の手続は採集・収集活動等の信頼性の向上などメリットが大きい
Q13(7)利益配分契約の交渉負担の受容性	提供者との利益配分の契約の交渉は研究開発活動を萎縮させるほど負担が大きい	提供者との利益配分の契約の交渉は通常の研究開発活動に伴う交渉事務負担の増減の範囲である
Q13(8)利益配分負担の受容性	提供者への利益配分は研究開発活動を萎縮させるほど負担が大きい	提供者への利益配分は通常の研究開発活動に伴うコスト負担の増減の範囲である
Q13(9)利益配分のメリット・デメリット認識	提供者への利益配分はコスト増大などデメリットが大きい	提供者への利益配分は社会的責任(企業はCSR/CSV)の観点やステークホルダーの信頼性向上などメリットが大きい

■ 提供国措置導入に対する考え、メリット（ベネフィット）・デメリット（コスト）の調査項目

デメリット（コスト）が大きい ←→ メリット（ベネフィット）が大きい
 受容性低い 受容性高い

	A	B
Q13(10)利益配分による自社の遺伝資源利用ポテンシャル維持への貢献認識	利益配分では自身にとっての将来的な遺伝資源の利用のポテンシャルの維持(保全と持続可能な利用)にはつながらない	利益配分によって自身にとっても将来的な遺伝資源の利用のポテンシャルの維持(保全と持続可能な利用)につながる
Q13(11)国内遺伝資源の国際遵守証明書の必要性	遺伝資源を国内で取得した確認書類だけ得られれば必ずしも許可証や国際遵守証明書による適法性の証明は必要ない	遺伝資源を国内で取得したことを許可証や国際遵守証明書で適法性を証明できるようにする必要がある
Q13(12)国際遵守証明書による研究開発・国際連携貢献認識	国際遵守証明書があっても特に研究開発や国際連携の促進に寄与することはない	国際遵守証明書によって研究開発の正当性の明確化など研究開発や国際連携の促進に寄与する
Q13(13)国際遵守証明書の発給と提供国措置の受容性	国内の遺伝資源について国際遵守証明書が得られる程度では提供国措置による負担増は受け入れられない	国内の遺伝資源について国際遵守証明書を得られるなら提供国措置による負担増は受け入れられる
Q13(14)提供国措置のメリット・デメリット(便益・費用)総合評価	提供国措置が導入された場合、自身の研究開発などの活動にとって総合的にみてメリット(ベネフィット)よりデメリット(コスト)のほうが大きい	提供国措置が導入された場合、自身の研究開発などの活動にとって総合的にみてデメリット(コスト)よりメリット(ベネフィット)のほうが大きい

総合的にみてデメリット（コスト）の方が大きい理由（回答例）

- 煩雑な手続きにより遺伝資源の利用が妨げられることが懸念されるため。
- 非営利の研究分野では、利用する側、利用される側のどちらにも膨大な事務的負担が課されることになり、研究の停滞を招くだけである。
- 研究に対する影響が大きく、全く利益が得られないため。
- 研究開発面で考えると、法整備による研究者個人への負担が増し、国際共同研究などにおいても研究の進捗が遅れると考える。
- 手続きが煩雑で面倒と思われる。 海外の研究者と共同研究がしにくくなるのではないか。
- 海外の研究者との共同研究がやりにくくなるのが危惧される。また、対抗措置として外国での日本人による資源採取のハードルが一層高くなる結果、思うように研究がすすめられなくなるおそれがある。
- 日本のような先進国が自国の生物資源に対して主権を強く主張すれば、東南アジアなどの国々で、日本人研究者が遺伝資源の取得をする際にPICの取得やMATの設定がしにくくなることが予想される。日本国内の遺伝資源を独占するよりも、より生物多様性の高い東南アジアなどの遺伝資源にアクセスしやすい方がメリットがより大きい。
- 微生物分野において、少なくとも私は、日本の資源を搾取されたという話を耳にしていない。そこで、措置導入のデメリットを大きいと考える。一方で、国際的な証明書の取得・CSR等のコマーシャル的な性格に魅力を感じる。

総合的にみてメリット（ベネフィット）の方が大きい理由（回答例）

- 論文を投稿する際、生物採取に問題がないことを要求される場合がある。負担はあるが、海外を見れば萎縮するほどではないと感じる。
- 手続きを明確にすることは、今後の我が国の遺伝資源の権利を守るために必須である。
- 海外で同等の研究をしている研究者と知り合った場合、コレクションの交換を行う上で簡易に行える提供国措置が存在した方が手続きを進める上で目線が合わせられる気がした

2. 提供国措置の要否について

検討課題④国内PIC制度以外の選択肢として検討すべき事項、その他の検討すべき事項はあるか

【論点1】

- 国内PIC制度以外の選択肢として考慮、留意すべき点はあるか。その他の検討すべき事項はあるか。

- 有識者からは、下記のように、国内遺伝資源の取得規制の厳格化や利益配分の要求ではなく、国内遺伝資源の取得に関する状況を把握し、情報を管理する形の提供国としての制度の可能性に関する意見も示されている。

<利益配分を重視せず報告義務を課す制度>

- ABS法規制の方向性として、最初のステップとしては、報告義務を課す程度が妥当だと思う。日本ではまず実態把握できることが大事で、利益配分はあまり重視しなくてよいと思う。現状では報告してほしいとも言えないので、何を持っていかれて、どういことになっているのかも全く分からない。

<研究環境を整える観点から遺伝資源授受やMTA締結の情報管理を行う制度>

- 今後は日本の遺伝資源を何らかの形で守っていくことも必要だと思う。少なくとも、授受管理として、MTAの締結等で、エビデンスとして残すということは必要である。(中略) 厳格な遺伝資源取得規制や手続を課すということではなく、何かあったときにマネージできるようにしておくことが必要だと思う。日本に来て、自由に遺伝資源を持って行ってよいというのでもなく、厳しい手続や利益配分を要求するのでもなく、海外研究者にとっても、より安心して研究が進められる環境を整えるという意味でも必要である。(中略) 例えば、国内全体に一般国民を含めて日本の遺伝資源を財産として守っていきましょうという意識を醸成するとともに、海外を含め遺伝資源の出入りを管理するシステムやMTAによって情報面で管理していく方向性が考えられる。(中略) これによって出所も明らかにして、日本のものであるというフラグを立てることができる。法律事項のない形で理念を定め施策推進を担保する法律もしくは何らかの制度があってもよいと思う。

(参考)先進国・主要国の提供国措置の例

遺伝資源及び関連する
伝統的知識の取得、
及びその利用から生ずる利益
の配分に係る
2017年5月9日第2017-848
号政令

生物多様性、自然及び景観の
レコンキスタに係る
2016年8月8日第2016-1087号
法律(1)

<提供国措置>

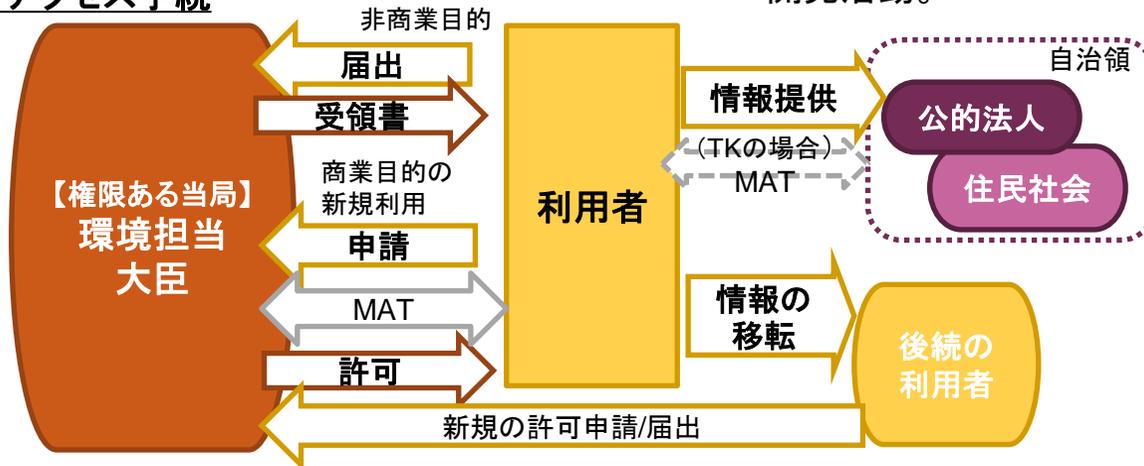
◆適用範囲

- ・利用を目的とした遺伝資源へのアクセス及び遺伝資源に関連する伝統的知識の利用
- ・**適用対象外**: フランスの領土外及び管轄権外にある区域の遺伝資源、ヒト遺伝資源、他の国際条約の対象となる遺伝資源、研究開発のモデルとして利用される遺伝資源等
- ・**アクセス手続義務の対象外**: 飼育種又は栽培種、近縁野生種、植林種、保険衛生目的で収集された遺伝資源

◆既に収集されたコレクション

- ・コレクションへのアクセスについては、非商業目的の取得及びそれ以外の目的での「**新規利用**」*の際に手続を義務付け
- ***新規利用**: 直接的商業利用を目的とした、これまでと異なる分野での研究開発活動。

◆アクセス手続



<利用国措置>

- ・EU規則を適用
- ・罰則規定: 禁錮1年及び罰金15万ユーロ、商業利用の場合は100万ユーロ

◆利益配分

- ・金銭的利益配分は対象遺伝資源の製品から得られる年間収入(売上高)の5%以内(年間1000ユーロ以下の収入については対象外)
- ・利益は生物多様性局を通じ生物多様性に関わる事業にのみ利用される
- ・海外領土にも公正・衡平な利益の再配分を行う

<名古屋議定書の国内措置法>

遺伝資源へのアクセス・利用及び利益配分に関する法律
2017.1.17制定(2018.8.18施行)

①生命研究資源の確保・管理及び活用に関する法律

②農業生命資源の保存・管理及び利用に関する法律

③病原体資源の収集・管理及び活用促進に関する法律

④野生生物保護及び管理に関する法律

⑤生物多様性の保全及び利用に関する法律

⑥海洋水産生命資源の確保・管理及び利用等に関する法律

◆適用範囲

- ・名古屋議定書の遺伝資源の定義に準ずる(ヒト遺伝資源は対象外)
- ・利用(遺伝資源の遺伝的・生化学的構成成分に関してバイオテクノロジーの適用等の方法によって研究開発すること)以外の目的でアクセスする遺伝資源は対象外
- ・ABS関連の他の国際条約が適用される遺伝資源は対象外
- ・特許法に基づく特許権が既に登録されている遺伝資源は対象外

◆国の責任機関(権限ある当局)・モニタリング機関

未来創造科学部	生命研究資源(①)	環境部	野生生物資源(④)
農林畜産食品部	農業生命資源(②)		生物資源(⑤)
保健福祉部	病原体資源(③)	海洋水産部	海洋水産生命資源(⑥)

()内の数字は所管資源について定める法律

◆提供国措置



・上記関係法律により承認・許可を受けている場合は届出されたものとみなされる

・非商業目的のアクセスは手続きの簡素化または省略が可能となる場合もある

◆利用国措置

- ・国外の遺伝資源にアクセスして国内で利用しようとする者は提供国の手続き遵守、利益配分努力が義務付けられる
- ・利用者は手続き遵守についてモニタリング機関の長に届出が義務付けられる(提供国が名古屋議定書締結国でアクセス手続を定めている場合に限る) ※提供国のPICを受けた日から90日以内に所定様式に提供国PIC取得の証明書類、相互合意条件締結書(締結した場合)を添付して届出
- ・モニタリング機関の長は不遵守が疑われる情報があった場合、調査を行うことができる

◆利益配分

- ・提供者と利用者で利益を公正・公平に配分するよう合意する

◆罰則

- ・権限ある当局によりアクセス/利用が禁止または制限された遺伝資源等にアクセス/利用した場合は 罰則対象(3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金)

◆根拠法

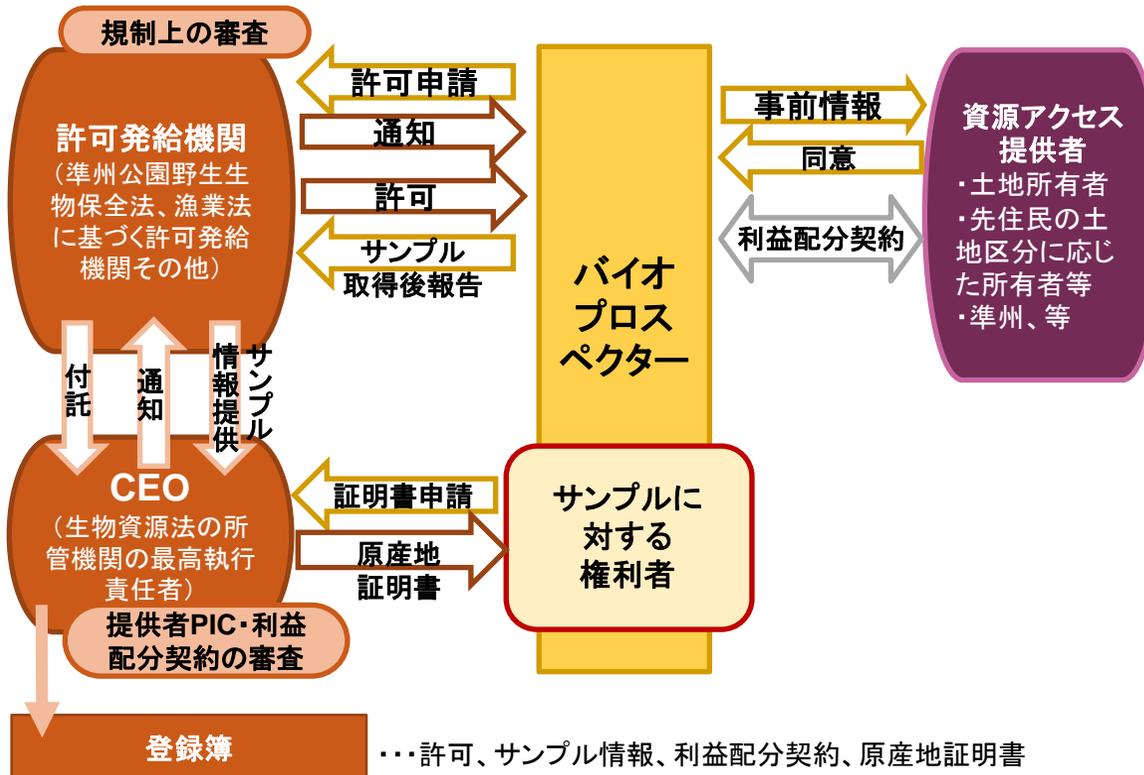
・2006年生物資源法

※現行法：2019年改正

(北部準州におけるバイオプロスペクティングを規定及び規制し、並びに関連する目的のための法律)

※オーストラリアでは生物資源に対する権限は州にある(他、連邦管轄地、クインズランド州に法律あり)

◆アクセス手続



<提供国措置>

◆適用範囲

- ・バイオプロスペクティング(生物資源を構成/含まれる遺伝資源又は生化学化合物に関連する研究のために、生息域内外から生物資源のサンプルを取得すること)
- ・適用対象外: 先住民の伝統的取得、ヒト由来生物素材の取り扱い、バイオディスカバリー(遺伝/生化学資源の発見・活用のための生物資源サンプル・抽出物の研究)目的以外の入手・利用、大臣が宣言する特定生物資源・生物資源コレクション、一般に入手可能なもの、一定の遺伝子組み換え生物、育成者権のある植物種、漁業法に基づく捕獲等、など

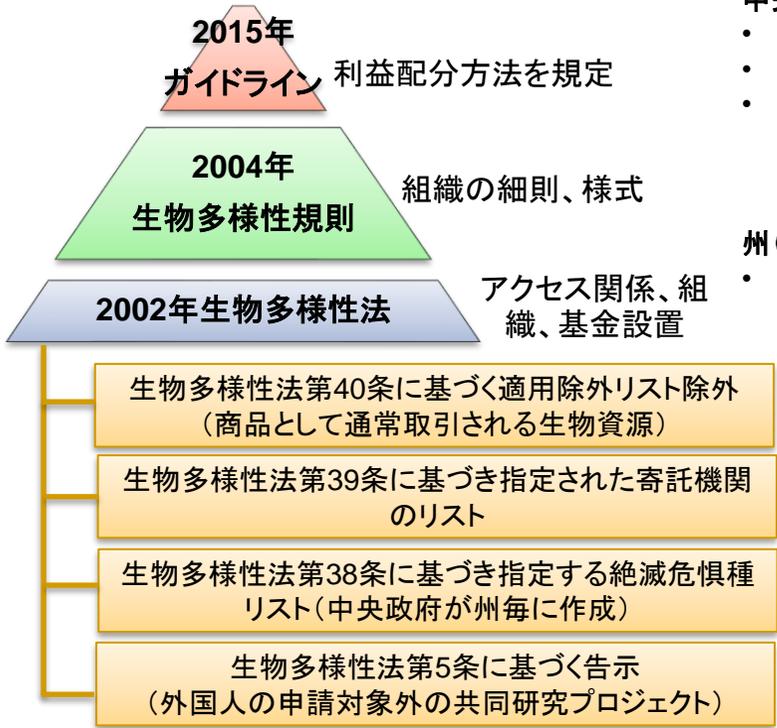
◆利益配分

- ・バイオプロスペクターは資源アクセス提供者と利益配分契約を締結する義務があり、バイオプロスペクティング目的の生物資源サンプル取得の許可発給要件。
- ・資源アクセス提供者のPICが利益配分契約の成立要件であり、提供者PICと利益配分契約を審査するCEOにより提供者の本法の知識、合理的交渉可能性、十分な協議・交渉時間、法的助言が審査される(提供者が先住民であることも念頭に置かれている)。

◆原産地証明書

- ・北部準州では生物資源法制定当初から許可を与えたサンプルに関する原産地証明書の発給制度を提供。
- ・法令違反で取得した場合も事後に遡及的な利益配分契約を締結することで原産地証明書発給を可能にする制度も含まれ点が特徴。

インド(提供国措置)

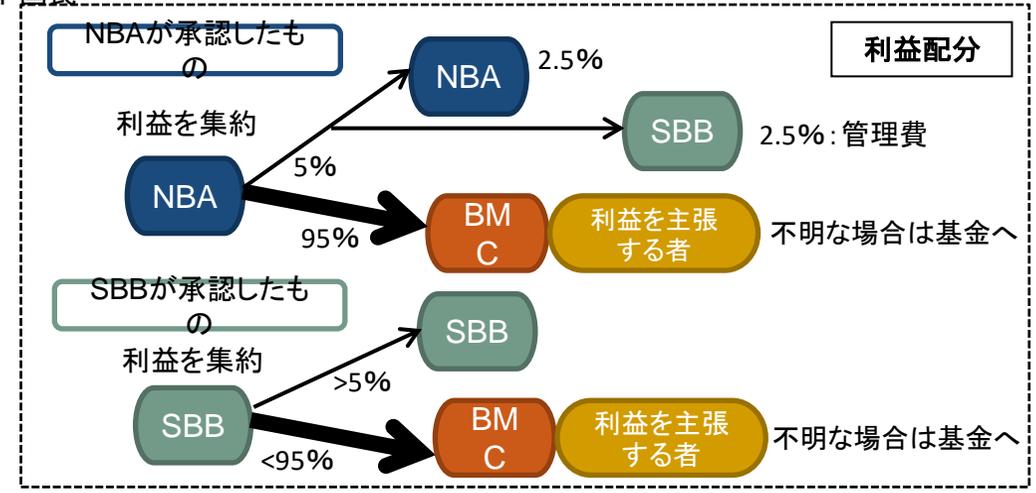


中央政府(国家生物多様性局)によりアクセスが管理されるもの

- インド国民ではない者
- インド国民であって、1961年所得税法第2条第30項に定義される非居住者であるもの
- 法人、組合又は団体であって、(i)インドにおいて法人化もしくは登記されていない場合、又は(ii)インドにおいて、その時に効力を有する法律に基づき法人化もしくは登記されているが資本比率もしくは経営に対してインド国民でない者が参加している場合

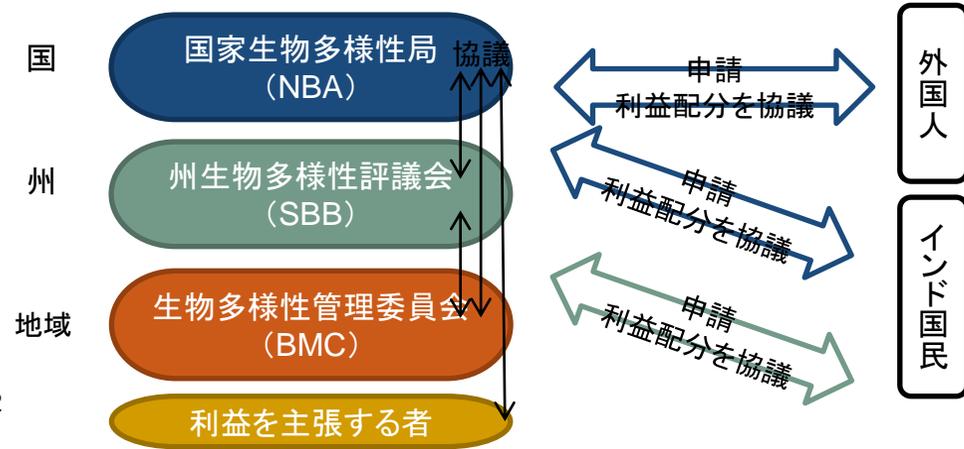
州(生物多様性評議会)によりアクセスが管理されるもの

- インド国民



<申請が必要な行為>

- 研究、研究のための生物学的調査・生物学的利用
- 商業利用のための生物学的調査・生物学的利用
- 生物資源、知識の第三者への移転
- 生物資源に関する研究成果の外国人・法人等への移転
- 生物資源に関する研究・情報に基づく国内外での知的財産権の出願
- 生物資源に関する研究成果の外国人・法人等への移転
- 生物資源に関する研究・情報に基づく国内外での知的財産権の出願
- 商業利用、商業利用のための生物学的調査・生物学的利用



ブラジル(提供国措置)

2016年5月11日付
の政令8772号

2015年5月20日付の
法令13123号

<提供国措置>

◆適用範囲

・独自の概念を用いて規定し、適用範囲は名古屋議定書よりも広い

【定義】

- ・遺伝遺産: 生物の遺伝情報、代謝物質を含む
- ・事前の同意: 先住民・伝統的地域社会による正式な同意
- ・遺伝遺産の取得: 遺伝遺産について行う研究または技術開発

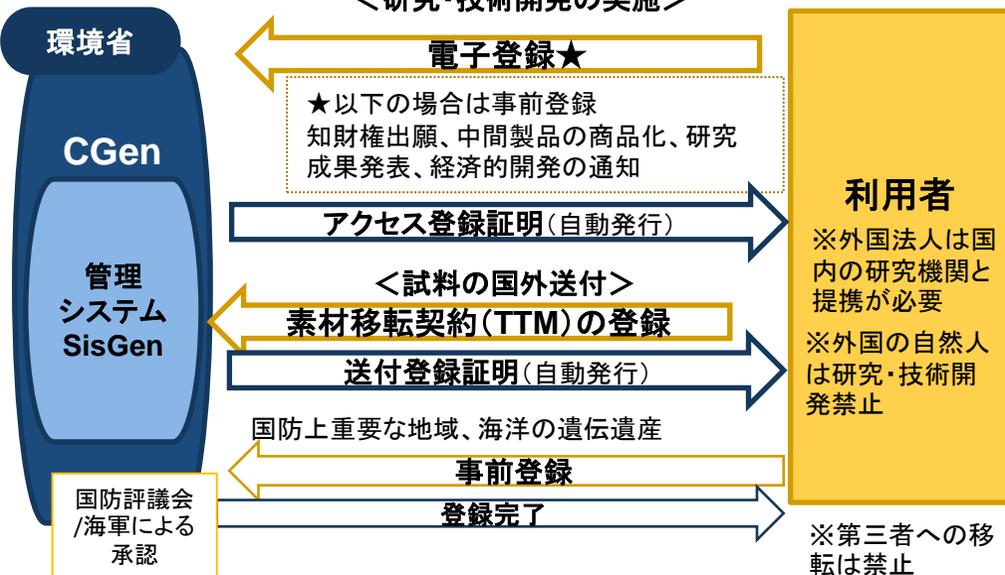
◆権限ある当局

遺伝遺産管理評議会(CGen): ABS政策の立案・決定・実施を所管

※行政機関・民間団体(企業、学術、先住民・伝統的地域社会・伝統的農民)の代表者で構成される

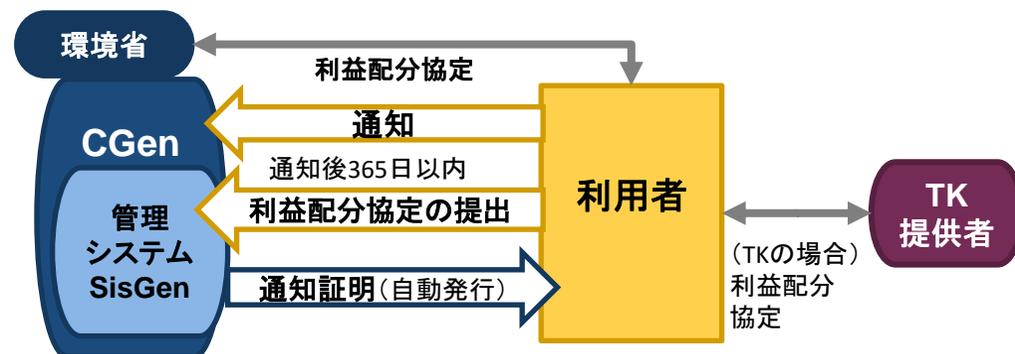
◆アクセス手続

<研究・技術開発の実施>



<最終製品・繁殖素材の経済的開発>

事前登録の上で通知手続きを取る



◆利益配分

- ・最終製品または繁殖素材の最終生産者が利益配分を行う
- ・遺伝遺産の利用については、金銭的・非金銭的利益配分のいずれかを利用者が選択できる。金銭的利益配分は最終製品の純収入の1%(軽減されるセクターあり)。
- ・TK利用に関する利益配分は、利益配分協定当事者への配分に加えて純収入の0.5%を基金(FNRB)に支払う。FNRBは他のTK保有者へ配分される。

◆罰則

・違反は警告、罰金、遺伝遺産等の押収、最終製品・繁殖素材の生産停止等の措置が取られる

33 ・罰金は自然人の場合1000~10万リアル、法人は1万~1000万リアル